

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成26年4月～平成27年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(1) 牽制機能	第一種 (有価)	船舶関連私募債の 売買に関し、公益又 は投資者保護上重 大な問題が認められ る状況	金商法第51条	・当社は、自らが実質的に運営するファンドについて、自らが投資するファンドと顧客のみが投資する ファンドとの間で、利益相反の関係があるにもかかわらず、価格が下落していた私募債を簿価で売買 し、経営陣も当該売買を看過しており、利益相反管理態勢の不備という公益又は投資者保護上の重 大な問題が認められた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクしま す)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2014/2014201420140613-3.htm	26.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(1) 牽制機能	助言	報告徴取命令で提出 を求められた資料の 不提出	金商法第52条第1項 第6号	・当社は、2度にわたる報告徴取命令により資料の提出を求められたが、正当な理由がないにもか かわらず、これを提出していない。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクしま す)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2014/2014201420140520-1.htm	26.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(3) 経営体制	第二種	金融商品取引業を適 確に遂行するに足り る人的構成を有しな い状況	・金商法第29条の4第 1項第1号二 ・金商法第52条第1項 第1号	・当社の代表取締役は、無登録業者や無登録代理店による海外ファンドの取得勧誘が違法であるこ とを認識しながら、その違法行為に加担し、また、自らも違法行為(無登録での社債等の取得勧誘)を 行うなどしており、当社には当該代表取締役以外に実質的に役職員がいないことから、当社は、「金 融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクしま す)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2014/2014201420140703-2.htm	26.7～9
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(3) 経営体制	第二種	金融商品取引業を適 確に遂行するに足り る人的構成が確保さ れていない状況等	・金商法第29条の4第 1項第1号二 ・金商法第52条第1項 第1号	・当社は、その業務の多くが代表取締役一人により主体的に処理されているところ、当該代表取締役 は、法令等遵守意識が著しく欠如し、その法令違反行為等が認められる業務によって当社の営業収 益のほとんどを上げている。このため、当社は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構 成を有しない者」に該当するものと認められた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクしま す)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2014/2014201420141017-2.htm	26.10～ 12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(3) 経営体制	第二種	金融商品取引業を適 確に遂行するに足り る人的構成が確保さ れていない状況	・金商法第29条の4第 1項第1号二 ・金商法第52条第1項 第1号 ・金商法第47条の2	・当社において、実質的に一人で業務を行っている役員は、法令等遵守意識が欠如しており、法令等 を熟知した役員又は使用人の配置などの必要な整備を怠った結果、不正の手段により第二種金融商 品取引業の登録を受けたほか、虚偽の金額を記載した事業報告書を関東財務局長宛てに提出する など、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当 するものと認められた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクしま す)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2015/2015201520150306-1.htm	27.1～3
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(3) 経営体制	助言	投資助言・代理業を 適確に遂行するに足 りる人的構成が確保 されていない状況等	・金商法第29条の4第 1項第1号二 ・金商法第52条第1項 第1号 等	・当社は、投資助言・代理業務に十分な知識・経験を有する役職員を配置していないなど必要な法令 等遵守態勢の整備を怠った結果、無登録での海外ファンドの私募の取扱いや、契約締結前交付書面 などの記載不備など、多くの法令違反が認められる状況となっており、唯一の常勤役職員である代表 取締役の法令等遵守意識も著しく欠如していることから、当社は、「金融商品取引業を適確に遂行す るに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクしま す)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2014/2014201420140520-1.htm	26.4～6

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成26年4月～平成27年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(6) 業務運営 への取組 み	運用	年金基金との投資一 任契約における忠実 義務違反	金商法第42条第1項	・当社は、甲年金基金との間の投資一任契約に基づき、同年金基金の運用資金をファンドへ投資していたところ、ファンドを実質的に運営する当社の親証券会社から、価格の下落した私募債を簿価でファンドに組み入れる取引を行っていることを知りながら、投資運用業者として何ら対応を行わず、その結果、同年金基金に損失を与えた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140613-3.htm	26.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第二種	無登録で社債の私募 の取扱いを行ってい る状況	金商法第29条	・当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、社債の私募の取扱いを行っていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140415-1.htm	26.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	無登録で海外ファン ドの私募の取扱いを 行っている状況	金商法第29条	・当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、海外ファンドの私募の取扱いを行っていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140520-1.htm	26.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	無登録で店頭デリバ ティブ取引の媒介を 行っている状況	金商法第29条	・当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客に外国為替証拠金取引を行うための自動売買ソフトを販売し、外国証券業者と国内顧客間における外国為替証拠金取引(店頭デリバティブ取引)の媒介を行っていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140530-1.htm	26.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	無登録でファンドの 私募を行っている状 況	金商法第29条	・当社は、適格機関投資家等特例業務について、甲投資事業有限責任組合をファンドに出資する唯一の適格機関投資家としているが、当社は、当該ファンドの営業者であるとともに、同組合の業務執行者でもあることから、同組合は適格機関投資家とは認められず、当社が行った当該ファンドの出資持分の私募は特例業務の要件を満たしているとは認められなかった。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140617-1.htm	26.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	無登録で外国株式の 募集の取扱いを行 い、金銭の預託を受 ける行為	金商法第29条	・当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、外国法人が発行する株式の募集の取扱いを行い、また、当該株式の取得資金の預託を受けていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140617-2.htm	26.4～6

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成26年4月～平成27年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況	金商法第29条	・投資助言・代理業の登録を受けている当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、投資助言の範囲にとどまらず、有価証券(外国の者の発行する証券又は証書で株券又は社債券の性質を有するものに表示されるべき権利)の募集又は私募の取扱いを行っていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2014/2014/20140801-1.htm	26.7～9
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第二種	無登録業者に名義貸しを行っている状況	金商法第36条の3	・当社は、無登録業者の社員及びその傘下の無登録代理店に対し、当社の商号等が記載された名刺を使用させるなど、当社名義において海外ファンド等の取得勧誘を行わせていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2014/2014/20140703-2.htm	26.7～9
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第二種	自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況(名義貸し)	金商法第36条の3	・当社は、適格機関投資家等特例業務届出者に対し、当社名義を用いて、当該届出者が組成・運用するファンドの取得勧誘を行わせていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2014/2014/20141017-2.htm	26.10～ 12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	無登録業者に名義貸しを行っている状況	金商法第36条の3	・当社は、無登録業者に当社名義を使用させて、顧客との投資顧問契約を締結させ、投資助言行為を行わせていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2014/2014/20140530-1.htm	26.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	無登録業者に名義貸しを行っている状況	金商法第36条の3	・当社は、無登録業者が、その関連会社と顧客との間の投資一任契約の締結を媒介するに際し、当社名義を使用することを許諾し、当該無登録業者は、当社名義で投資助言・代理業を行っていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2014/2014/20141209-1.htm	26.10～ 12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	ファンドの運用において、投資者保護上重大な問題が認められる状況	金商法第51条	・当社は、適格機関投資家等特例業務について、その運用するファンドの出資金の一部を投資対象事業以外の用途に充当するなど、投資者保護上の重大な問題が認められた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2014/2014/20140617-1.htm	26.4～6

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成26年4月～平成27年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第二種	不正の手段により金 融商品取引業の登 録を受けた状況	・金商法第29条の4第 1項柱書き ・金商法第52条第1項 第5号	・当社は、第二種金融商品取引業の登録申請書に添付する貸借対照表において、架空の現金の計上により「現金及び預金」の額が実際より過大な虚偽の金額であることを認識しながら、当該登録申請書に関東財務局長宛てに提出することによって、第二種金融商品取引業の登録を受けていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2015/2015/20150306-1.htm	27.1～3
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第二種	ファンドの私募の取 扱いに関して、公益 又は投資者保護上 重大な問題が認めら れる状況	金商法第52条第1項 第9号	・当社は、私募の取扱いを行うファンドにおいて、顧客の出資金の一部流用や虚偽の運用報告書の提出、運用利益の分配基準未達での配当といった投資者保護上の重大な問題のある行為が行われている状況を認識しながら、当該ファンドの私募の取扱いを継続していた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2014/2014/20140415-1.htm	26.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第二種	業務運営の状況に関 し、公益又は投資者 保護上重大な問題が 認められる状況等	・金商法第52条第1項 第9号 ・金商法第38条第1号	・当社には、①多数の無登録代理店を利用した海外ファンド等の取得勧誘行為に加担している状況、②出資金の投資目的以外の用途への使用を認識しながら無登録代理店を利用するなどしてファンドの取得勧誘を継続している状況、③合理的な根拠のない配当利回り等を記載した勧誘パンフレットを利用したファンドの取得勧誘を行っている状況が認められた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2014/2014/20140703-2.htm	26.7～9
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第二種	適格機関投資家から の出資が行われたよ うに装う行為	金商法第52条第1項 第9号	・当社は、適格機関投資家等特例業務を行おうとする者(特例業務届出希望者)から、その組成するファンドに出資を行う適格機関投資家を紹介して欲しいとの依頼を受け、適格機関投資家であるA証券会社の代理人と称するB社に当該ファンドへの出資を依頼することにより、A証券会社から当該ファンドに出資を行わせる旨を約す行為を行っていた。しかしながら、実際には、当社及びB社は、当該特例業務届出希望者から受け取った資金の一部を、B社を通じて、当該特例業務届出希望者が組成したファンドへの出資に充てており、A証券会社からの出資は行われていなかった。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2014/2014/20141017-2.htm	26.10～ 12
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(2) 売買管 理・審査 態勢の整 備	第一種 (有価)	株券に係る市場デリ バティブ取引の自己 売買に係る売買審査 態勢に不備が認めら れる状況	金商法第51条	・当社は、市場デリバティブ取引の自己売買による相場操縦行為を看過し、取引所から当該自己売買につき2度の注意を受けていたにもかかわらず、売買審査態勢を適切に整備していなかった。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2014/2014/20140613-1.htm	26.4～6
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(2) 売買管 理・審査 態勢の整 備	第一種 (有価)	法人関係情報の管 理態勢に係る不備	—	・当社においては、法人関係情報の該当性について、重要性に応じて課長等の判断を仰ぐ旨の手続きとされていたにもかかわらず、実際は、大部分が担当者の判断のみで処理されていたことなどから、深度ある確認が行われておらず、登録遅延等の不適切な処理が認められた。 ・当社は、追加の法人関係情報の取扱いについて、新たな法人関係情報として登録するのではなく、既に登録済みの法人関係情報の備考欄に追記することとしていたため、追加情報に係る関与者を正確に管理できていなかった。		26.4～6

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成26年4月～平成27年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(2) 売買管 理・審査 態勢の整 備	第一種 (有価)	公正な価格形成を阻 害するおそれのある 行為への対応状況 の不備	—	・当社は、日経平均株価等の銘柄入替え日の前日などには引値保証取引などのために市場の公正な価格形成を歪める取引が行われる可能性があるにもかかわらず、特定日の取引に着目した売買審査や大引け間際の発注手法や特定時間帯の関与率に着目した売買審査を行っていないなど、売買審査態勢に不備が認められた。		26.10～ 12
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(7) 顧客との トラブル 処理態勢 の整備	第一種 (有価)	投資信託等の解約 意向に係る苦情管理 態勢が不十分な状況	—	・当社のコンプライアンス部門は、「営業部店が投資信託等の解約を受け付けない」との顧客の苦情が増加していることを認識していたにもかかわらず、その発生原因を分析し、その分析結果を経営陣に報告し、顧客対応の改善や再発防止策の策定に活用するなどの対応を行っていない状況が認められた。		26.4～6
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	3. 自己資本 規制関連 リスクの 管理態勢	(1) 自己資本 規制関連 リスクに 関する取 締役等の 認識及び 役割	第一種 (有価)	自己資本規制比率 算出に係る内部管理 態勢の不備	—	・当社は、自己資本規制比率の算出について、自主規制機関等の外部機関による監査で算出誤りの指摘を受けていたにもかかわらず、原因究明や検証態勢の見直しなど再発防止策を講じておらず、自己資本規制比率の算出誤りを繰り返し発生させており、当社の自己資本規制比率に係る算出態勢には不備があるものと認められた。		27.1～3
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	5. システム リスク管 理態勢	(2) 適切なシ ステムリ スク管理 態勢の確 立	第一種 (有価)	金融商品取引業に係 る電子情報処理組織 の管理が十分でない と認められる状況	金商法第40条第2号 に基づく金商業等府令 第123条第1項第14 号	・システムの開発プロセスにおいて、①要件定義を追加するときのテストケースの洗出しに漏れがあること、②一部の業務フローでユーザー受入テストが未実施であること、③システムリスクの自己評価が形式的に(担当者のテストへの出席などで)判断されていることが認められた。 ・システム障害が発生したときは、その発生原因を分析し、再発防止策等を策定しているものの、当該再発防止策等を適切に実施していないため、重ねてシステム障害が発生していた。 ・顧客の利用等に影響が生じ又は生じるおそれがあるシステム障害が発生しているにもかかわらず、当局に報告されていないシステム障害(報告漏れ)が認められた。		26.4～6
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	5. システム リスク管 理態勢	(3) 安全対策 の整備	第一種 (その 他)	スリッページの取扱 いについて投資者保 護上問題が認められ る状況	—	・当社は、業界の自主規制規則の改正により、店頭外国為替証拠金取引(FX取引)についてスリッページの非対称な取扱いが禁止されたことに伴い、顧客にとっての有利・不利にかかわらず、スリッページ発生後の約定価格で取引を成立させることとし、そのためのFX取引システムの設定変更を行った。しかしながら、当該取引システムの動作の事前検証や、設定変更後の約定状況のモニタリングを行っていなかったことから、一部の口座において当該設定変更が機能していないことを看過し、スリッページの非対称な取扱いを継続していた。		26.7～9
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	5. システム リスク管 理態勢	(7) 外部委託 管理	第一種 (有価)	システムリスク管理 態勢が十分でない状 況	—	・当社は、多くのシステムの開発・運用を外部に委託しており、社内規程において外部委託先の定期評価を実施することとしているにもかかわらず、これに即した対応が実施されていない。また、障害が発生させた外部委託先に対して、根本的な再発防止策を策定・実施するよう指示をしていないほか、他の外部委託先でも同様の原因でシステム障害が発生しないか確認を徹底していないため、システム障害が再発していた。		26.7～9

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成26年4月～平成27年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル		業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-4 態勢編・ 投資助 言・代理 業者	1. 内部管理 態勢	(1) 経営者の 認識	助言	投資助言業を適正に 遂行することができ ない状況	金商法第37条の4第1 項等	・当社代表取締役社長は、当社の業務実態が登録申請時の当局への説明内容等と大きく乖離していることを認識していたにもかかわらず、適切な措置を講じることなくそのまま放置しており、当社の業務執行態勢が十分に整備されていない状況であると認められた。この結果、当社において、法定書面の記載不備等の法令違反行為等が発生するなど、業務運営に問題が生じていた。	27.1～3
Ⅱ-1-5 態勢編・ 投資運用 業者	1. 内部管理 態勢	(1) 取締役等 の認識及 び役割	運用	商品開発態勢に係る 不備	—	・当社は、ファンドオブファンズ形式の投資信託の商品開発・設定に当たり、一部の投資対象ファンドについて運用内容を大枠で確認するだけで、運用方針を目論見書等で確認しないまま商品内容を最終決定しており、商品開発態勢に不備が認められた。このため、商品内容の最終決定後に投資対象ファンドの運用方針が変更となり、当該投資信託の商品性に影響を及ぼしかねない状況が生じた。	26.10～ 12
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	第二種	虚偽表示	金商法第38条第7号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第2号	・当社は、ファンドの追加募集に当たり、当初募集にはない新たな出資対象事業を追加したにもかかわらず、当該追加事業の実態を十分に検討することなく、当初の出資対象事業の付随事業に該当するとして、当該追加事業が記載されていない当初の勧誘資料を用いて顧客に対し説明を行っていた。	26.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	第二種	誤解を生ぜしめるべ き表示	金商法第38条第7号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第2号	・当社は、Aファンドへの出資者が負担する申込手数料について、実質的に手数料に相当する金銭を出資者から受領しているにもかかわらず、契約締結前交付書面では不要と記載しており、手数料という重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。 ・Bファンドでは、事業者が事業を行うための権利等を営業者の立替払いにより既に取得しており、私募の取扱いによる出資金は営業者の立替金の返済に充当されることとなっていたにもかかわらず、当社は、契約締結前交付書面において、出資金により当該権利等を取得するかのよう記載しており、出資金の用途という重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。	26.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	4. 取引時確 認等	—	第一種 (その 他)	なりすまし取引を防 止するための検証態 勢の不備等	犯収法第4条第2項	・当社は、顧客になりすましている疑いのある取引について、疑わしい取引の届出を行っているが、届出後は当該顧客との取引を継続的にモニタリングしていない。また、顧客になりすましている疑いのある取引を行うに際しては、当該顧客の本人特定事項を関連する他の取引の際に行った確認方法とは異なる方法により確認を行わなければならないところ、当該確認を行わないまま取引を継続しているなど、なりすまし取引を防止するための検証態勢には不備が認められた。	27.1～3
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	4. 取引時確 認等 5. 反社会的 勢力への 対応	—	第一種 (有価)	反社会的勢力との関 係遮断のための態勢 の不備等	— 犯収法第8条第1項	・当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する規則を定め、1年ごとに既存顧客が反社会的勢力に該当していないか審査することとしていたにもかかわらず、当該規則の制定以降、当該審査を行っておらず、当社の反社会的勢力との関係遮断のための態勢に不備が認められた。 ・当社は、疑わしい取引の届出に係る社内の研修・周知等を約2年間にわたり行っておらず、また、担当部署は把握した疑わしい取引の届出を行っておらず、当社の疑わしい取引の届出に係る内部管理態勢に不備が認められた。	26.10～ 12

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成26年4月～平成27年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(2) 勧誘状況	第一種 (有価)	社債販売態勢が不 十分な状況	—	・当社は、社債の販売勧誘に当たり、営業員に対して、当該社債の直近のリスクレベルを具体的に認識し得る情報(償還リスクの発生、CDSスプレッドの急拡大、流動性の低下など)や、勧誘の適正性を確保するための留意事項等を十分に伝達していなかったことから、営業員は当該社債のリスク等を十分に認識しないまま販売勧誘を行っていた。		26.4～6
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(2) 勧誘状況	第一種 (有価)	スリッページの取扱 いについて投資者保 護上問題が認められ る状況	—	・当社は、証券CFD取引(店頭有価証券関連デリバティブ取引)について、顧客にとって不利なスリッページが発生した場合(顧客の注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合(当社にとって有利な場合))にはスリッページが発生したとして約定価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生した場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合(当社にとって不利な場合))には、スリッページを発生させずに注文時の価格で取引を成立させるという非対称な取扱いを行っていた。		26.4～6
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(2) 勧誘状況	第一種 (有価)	株式の取得勧誘に係 る営業管理態勢の不 備	—	・当社では、特定の会社の株式について、複数の営業員が、顧客に対し、(当該会社で意思決定されたものでないにもかかわらず、)非公開の会社情報を得たと誤解されるおそれのある表現を用いて、当該株式の取得勧誘を行っており、当社の株式取得勧誘に係る営業管理態勢に不備が認められた。		26.10～ 12
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	2. 株式営業	(1) 取引執行 状況等	第一種 (有価)	空売り規制違反	金商法第162条第1項 第1号	・当社は、引値保証取引(予め、発注者が証券会社との間で、引値(終値)で売買を行うことを契約し、取引時間終了後に市場外で約定する取引)に伴い、当社のグループ会社にヘッジ取引を行わせていたが、取引担当者が、原始顧客の実売り注文があればヘッジ取引も「実売り」になると誤解し、コンプライアンス部門も十分に注視していなかったことから、市場に「実売り」として発注し、「空売り」の明示をしていなかった。		26.4～6
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	5. デリバ ティブ営 業等	(1) 勧誘・取 引実態の 把握	第一種 (その 他)	店頭外国為替証拠 金取引に係る顧客か らの招請状況を適切 に把握していない状 況	—	・当社は、店頭外国為替証拠金取引について、不招請勧誘が禁止されていることから、顧客からの商品説明の求めの有無を適切に把握する必要があるにもかかわらず、当社の記録等からはそれを確認することができず、不招請勧誘を防止する態勢が構築されていない状況が認められた。		26.7～9
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	10. 内部管理	(1) 法令上の 手続等	仲介	外務員の登録を受け た者以外の者に外務 員の職務を行わせる 行為	金商法第66条の25に おいて準用する金商法 第64条第2項	・当社は、外務員の登録を受けた者でなければ投資信託の取得勧誘等を行うことができないにもかかわらず、外務員の登録を受けていない当社使用人に、当該取得勧誘等の外務員の職務を行わせていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイト)にリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2014/2014/20140926-2.htm	26.7～9

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成26年4月～平成27年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル		業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期	
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	10. 内部管理	(6) 金融商品 仲介業者 の監督	第一種 (有価)	金融商品仲介業務に おける仕組債の販売 勧誘管理に係る不適 切な状況	—	・当社は、X銀行と金融商品仲介契約を締結し、社内規程において、X銀行が勧誘する金融商品は当社が個別に委託したものに限定していたにもかかわらず、金融商品仲介業務に係るモニタリングや内部監査を実施していないなど内部管理態勢が不十分であったことから、当社営業員等が、X銀行に仲介を委託していない仕組債について、その組成条件等をX銀行に伝達し、X銀行が当該仕組債を顧客に説明・勧誘していた。		26.4～6
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	11. 財産・経 理 12. 自己資本 規制比率	(1) 純財産額 の算出に 関する検 査の方法 (5) 自己資本 規制比率 の報告	第一種 (その 他)	純財産額及び自己資 本規制比率が法定 の基準を下回ってい る状況等	・金商法第29条の4第 1項第5号ロ ・金商法第52条第1 項第3号 ・金商法第46条の6第 2項 等	・当社は、純財産額及び自己資本規制比率が法令で定める基準を下回る状況にあるにもかかわらず、法令で必要とされる届出を行わず、その事実を隠蔽するために虚偽の純財産額等をもとに自己資本規制比率を算出し、当局に届けていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140905-2.htm	26.7～9
Ⅱ-2-3 業務編・ 第二種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(2) 勧誘状況	第二種	販売管理態勢が不 十分な状況	—	・当社は、ファンドへの出資金が、外国において必要なライセンスを受けずに貸金業を営む者に対する貸付けの原資になっていることを知りながら、当該ファンドの取得勧誘を継続していた。		26.4～6
Ⅱ-2-3 業務編・ 第二種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等 3. 内部管理	(3) 勧誘資料 等 (1) 法令上の 手続等	第二種	法定書面の未交付 等	・金商法第31条第1項 ・金商法第37条の3第 1項 ・金商法第37条の4第 1項 ・金商法第47条 ・金商法第47条の2	・当社は、契約締結前交付書面の未交付等の法令違反行為を行っていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20141017-2.htm	26.10～ 12
Ⅱ-2-3 業務編・ 第二種金 融商品取 引業者	3. 内部管理	(4) 事務処理 の適切性	第二種	分別管理が確保され ていないにもかかわ らずファンドの取得勧 誘を行っている状況 等	・金商法第40条の3 ・金商法第52条第1項 第6号	・当社は、取得勧誘を行ったファンドの資金の分別管理が確保されていない状況にあり、また、当該状況を当然に知り得る立場にあったにもかかわらず、ファンド資金に係る管理態勢を見直すことなく、新たなファンドの取得勧誘を継続していた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140516-1.htm	26.4～6

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成26年4月～平成27年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル		業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-3 業務編・ 第二種金 融商品取 引業者	3. 内部管理	(4) 事務処理 の適切性	第二種	ファンド財産の不十分な確認等	—	・当社は、社内規程において、私募の取扱いを行うファンドについては、分別管理などの運用状況を厳しく確認することとしているが、A社が運用するファンドについては、入出金が行われる2口座のうちファンド専用口座のみを確認し、A社銀行口座の入出金状況を確認していなかったことから、ファンドの入出金が実態と相違していることを把握できなかった。 ・当社は、ファンド営業者への営業者報酬の前払いについて、ファンドの匿名組合契約に反するにもかかわらず、十分に検討しないまま、これを容認していた。	26.4～6
Ⅱ-2-5 業務編・ 投資運用 業者	2. 内部管理	(3) その他検 証状況	運用	投資信託の販売会社が顧客の勧誘に使用するための販売用資料に関する審査態勢の不備	—	・当社は、当社で設定・運用する投資信託の販売用資料(販売会社が顧客の勧誘に使用するための資料)の作成・審査に当たり、投資信託の商品性・運用手法等に関して専門的な知識等を有している運用担当者等が組織的に関与して記載内容の正確性・適切性を検証するようしておらず、販売用資料の審査態勢に不備が認められた。このため、当社は、一部の販売用資料において、投資信託の信用リスクについて投資者のリスク認識・投資判断を誤らせかねない表示をしていた。	26.10～ 12

※業種については、次のとおりです。

- 「第一種(有価)」・・・第一種金融商品取引業のうち、有価証券関連業
- 「第一種(その他)」・・・第一種金融商品取引業のうち、「第一種(有価)」以外(FX等)
- 「第二種」・・・第二種金融商品取引業
- 「運用」・・・投資運用業
- 「助言」・・・投資助言・代理業
- 「仲介」・・・金融商品仲介業

※当委員会が作成している「金融商品取引業者等検査マニュアル」の項目順での記載となっております。

- 注)1 「業種」欄には、指摘事項に係る登録又は届出業種を記載している。
- 注)2 網掛けは、今回公表時において新たに追加した事項である。
- 注)3 関係条文等及び関係者の肩書きは行為時点のものである。
- 注)4 この表においては、以下の略称を用いている。

- 「金商法」・・・金融商品取引法
- 「金商業等府令」・・・金融商品取引業等に関する内閣府令
- 「犯収法」・・・犯罪による収益の移転防止に関する法律